

# 歳入・歳出の一体改革と 税制の課題

一橋大学 国際・公共政策大学院

田近栄治

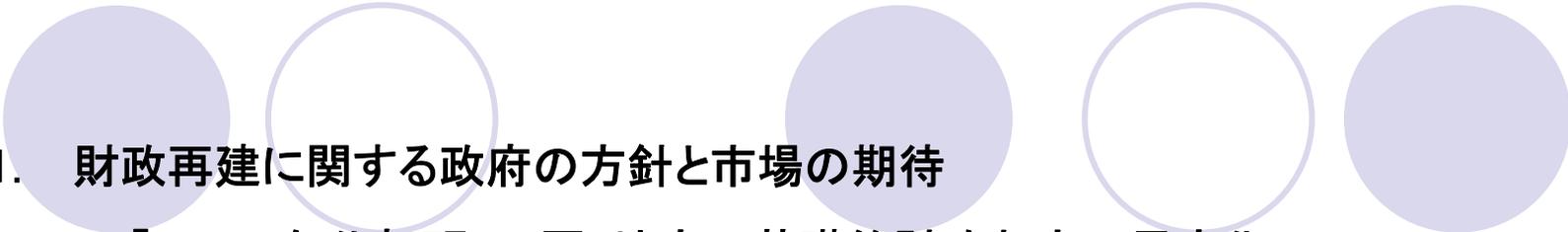
[tajika@econ.hit-u.ac.jp](mailto:tajika@econ.hit-u.ac.jp)

2005年11月30日



## 構成

1. 財政再建に関する政府の方針と市場の期待  
—「2010年代初頭」の国・地方の基礎的財政収支の黒字化
2. 増税や歳出カットのどちらか一方だけでは基礎的財政収支の均衡は難しい。
3. バブル崩壊後の税制改正と2006年度改正の課題
4. 改革の視点(1):所得課税の負担実態と是正の必要性
5. 改革の視点(2):所得税と個人住民税
6. 改革の視点(3):公的年金課税のありかた
7. 改革の視点(4):金融所得課税のあり方と「一元化課税」の意義
8. 改革の視点(5):抜本改革とは何か



# 1. 財政再建に関する政府の方針と市場の期待 —「2010年代初頭」の国・地方の基礎的財政収支の黒字化

## 1.1 政府の財政健全化への政府のコミットメント:

『構造改革と経済財政の中期展望—2004年度改定について』(2005年1月21日、閣議決定)

- ・ 2005年度及び2006年度の2年間で「重点強化期間」  
構造改革をより本格的に推進／デフレからの脱却／新たな成長に向けた基盤の重点強化
- ・ 2006年度までに  
国と地方双方の歳出削減努力／必要な税制上の措置の判断
- ・ 2007年度以降  
財政収支改善努力の継続／民間需要主導成長

=>

2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す

## 1.2 市場の期待と反応:このまま行けば財政はどうなるという心配

国の一般会計に係る長期試算の結果

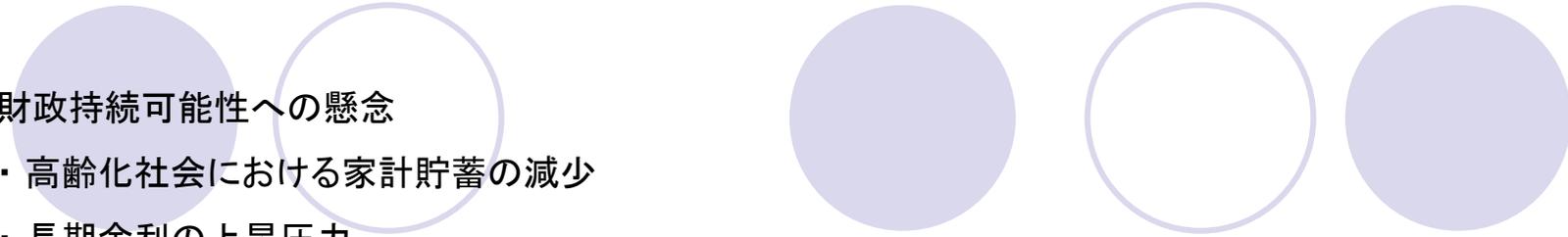
「財政制度等審議会財政制度分科会、歳出合理化部会・財政構造改革部会合同部会資料」  
(2005年5月17日)による。

仮定:社会保障関係費は、厚生労働省推計に基づく。

残りの歳出(国債費等を除く)の伸び率は、名目GDP成長率。

税収の名目GDP弾性値は1.1。

	2005年度	2015年度	2025年度
一般会計総額	82.2兆円	122.5兆円	173.4兆円
歳出(国債費を除く)	63.8兆円	83.1兆円	102.8兆円
税収等	47.8兆円	58.2兆円	69.2兆円
基礎的財政収支	15.9兆円	24.9兆円	33.6兆円
公債残高GDP比	105.3%	150.2%	221.1%
(公債依存度)	41.8%	52.5%	60.1%



## 財政持続可能性への懸念

- ・ 高齢化社会における家計貯蓄の減少
- ・ 長期金利の上昇圧力

図1：家計貯蓄率(国民経済計算)

図2：部門別貯蓄投資差額の推移

## 「改革と展望」への期待と不安

期待：2010年代初頭には、国・地方を通じた基礎的財政収支は均衡する。

不安：それが実現するか。

実現しない場合、中期金利の急騰などの危険性。

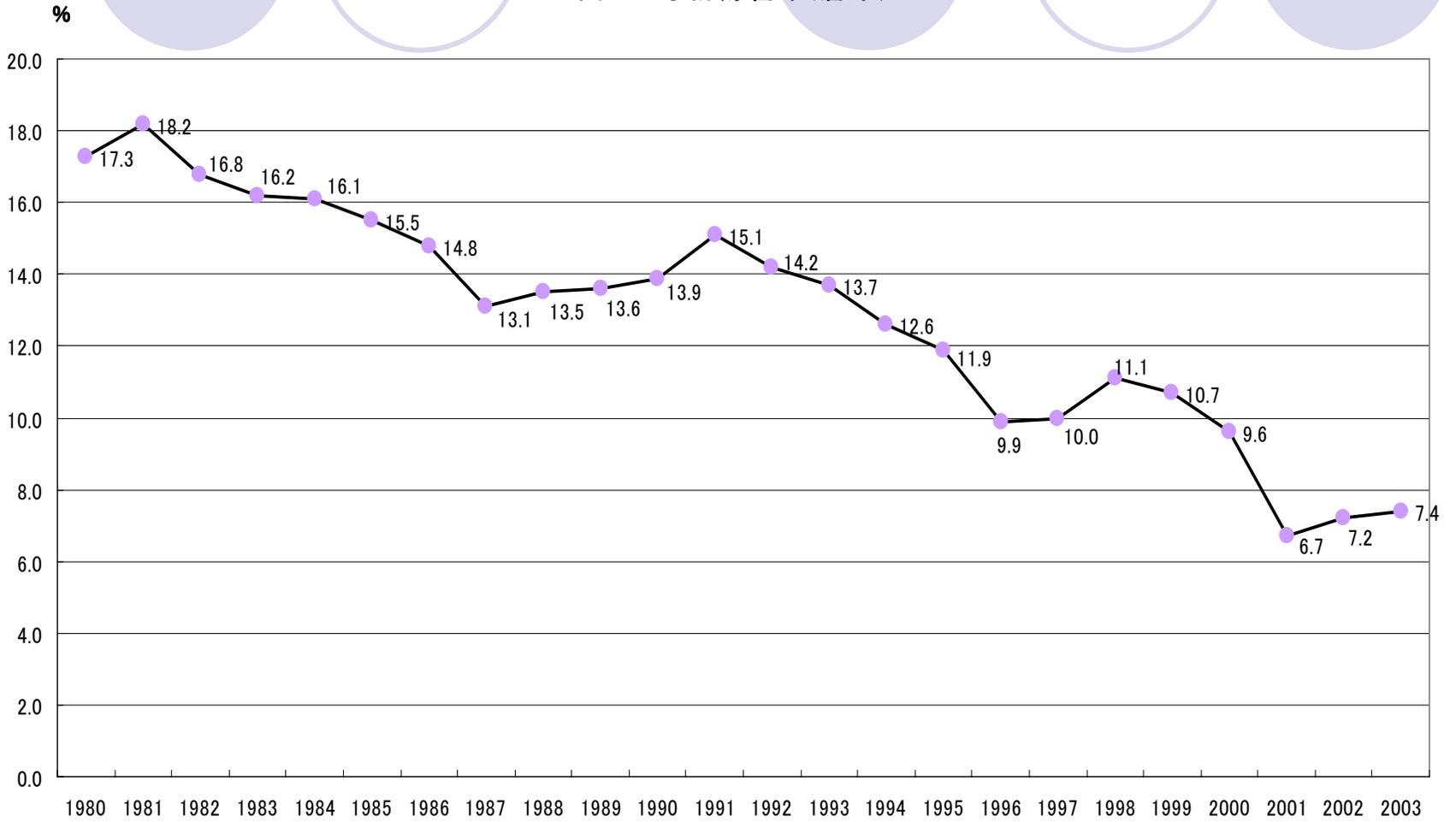
実現した場合、公債残高対GDP比率が今後安定するか。

### 1.3 当面の財政再建の政策設定

市場の期待に応えるための「当面」のゴール：

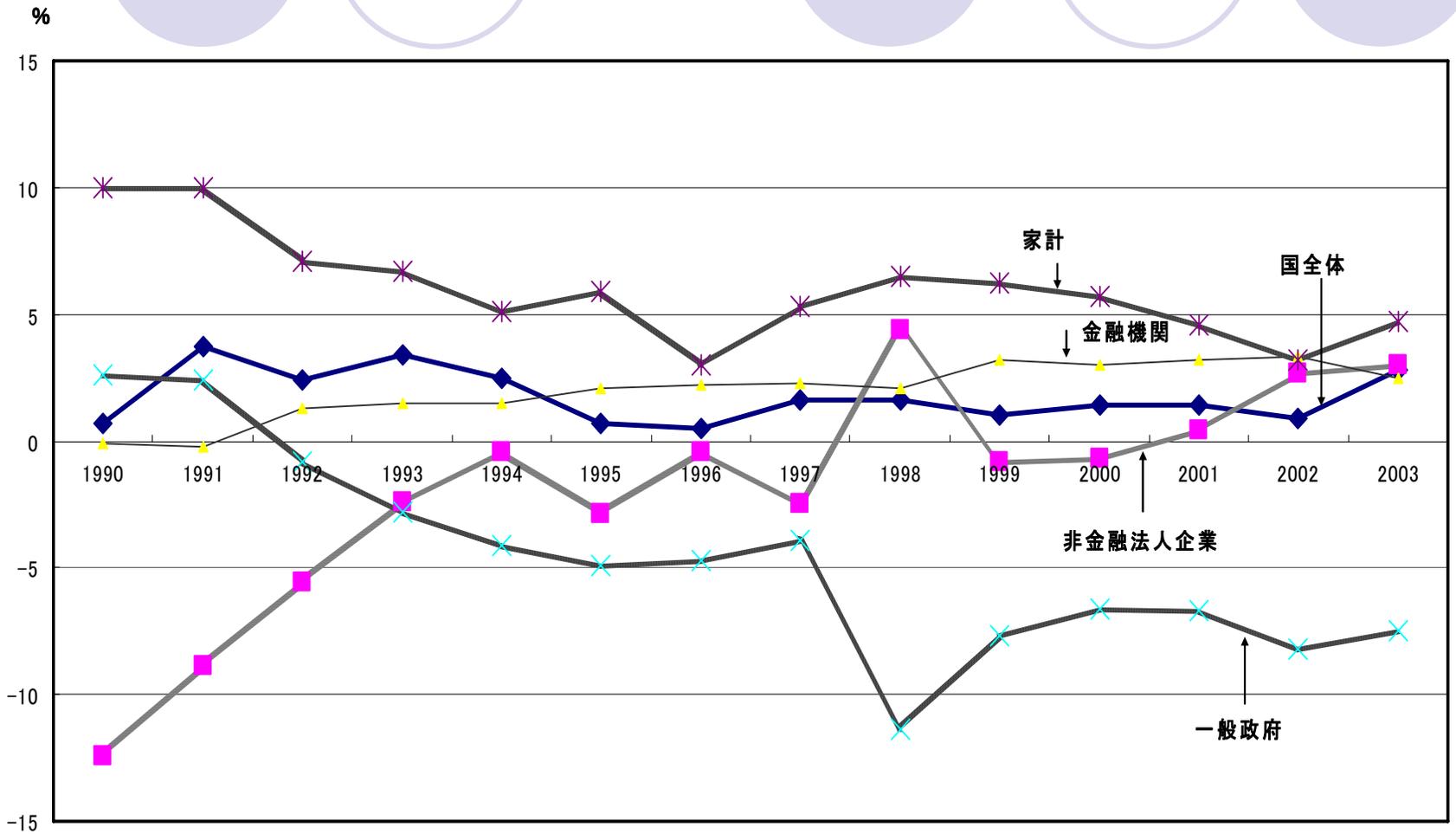
2015年度の一般会計の基礎的財政収支の均衡

図1： 家計貯蓄率(暦年)



(出所)『国民経済計算年報』、2005年版。

図2: 貯蓄投資差額のGDP比率の推移(年度)



(出所)『国民経済計算年報』、2005年版。

## 2. 増税や歳出カットのどちらか一方だけでは基礎的財政収支の均衡は難しい。

2015年度の基礎的財政収支の均衡

増税だけで達成するには:

$24.9 / 58.2 = 42.8\%$  の増税

歳出カットだけで達成するには:

(1)  $24.9 / 83.1 = 30.0\%$  の一律カット

(2) 社会保障費の管理: 伸び率を名目GDP上昇率に抑制した場合

社会保障の公費負担約7兆円カット(国庫負担では、約5兆円)

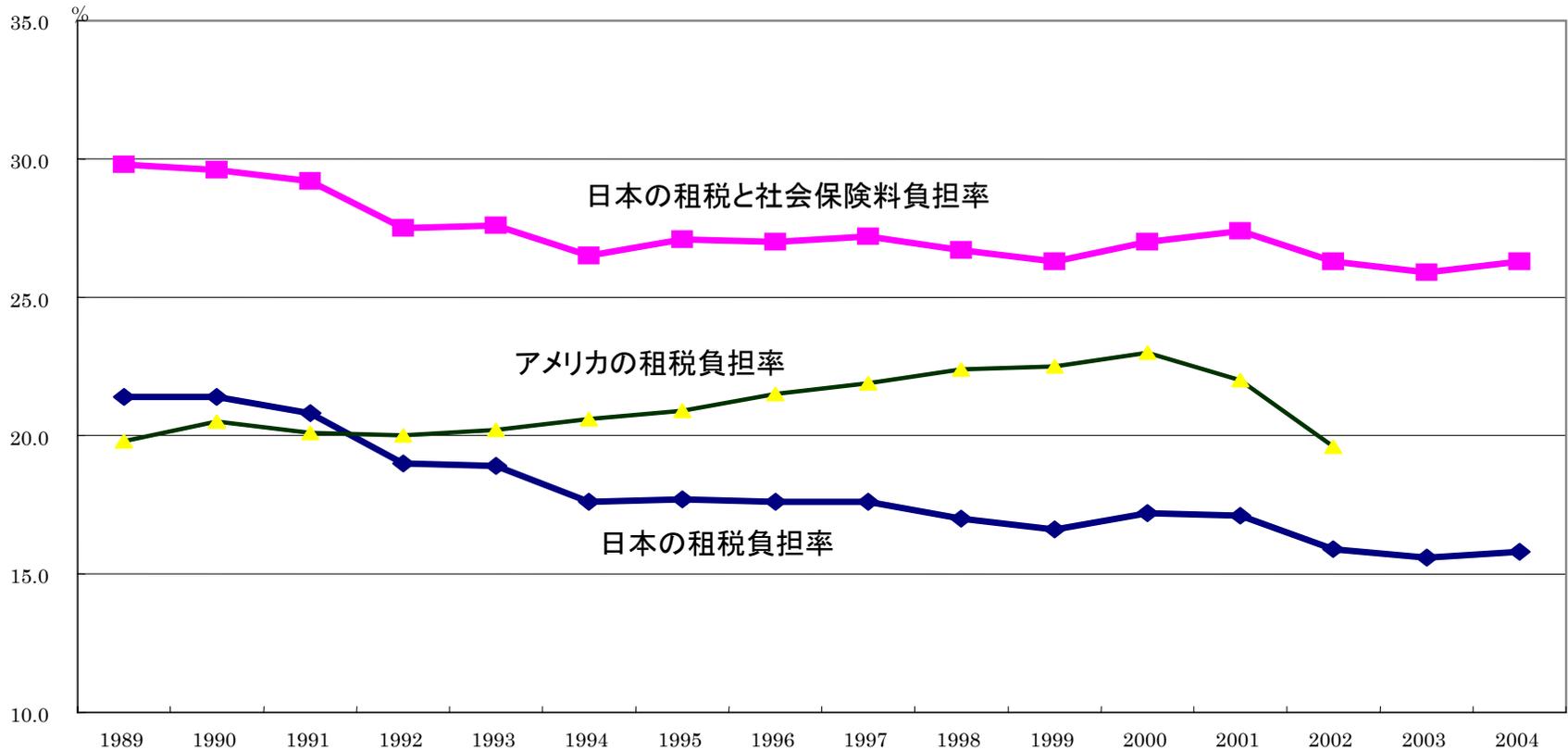
この場合でも、一般会計の基礎的財政収支は20兆円程度の赤字。

したがって、2015年度基礎的財政収支均衡を実現するには、増税と歳出カットの両方が必要。

### 3. バブル崩壊後の税制改正と2006年度改正の課題

#### 3.1 相次ぐ減税で税収は減少した

日米の租税負担率の比較(対GDP比率)



(出所) 財務省、2005、『税制主要参考資料集』より作成

### 3.2 バブル崩壊後の所得税改革

年	控除	税率
1995年	<p>引上げ</p> <p>控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、同特別控除 扶養控除、35万円→38万円）</p> <p>給与所得控除 （600万円までの給与所得に対して）</p>	<p>引下げ</p> <p>改正前→1995年改正</p> <p>300万円以下→330万円 10%</p> <p>300万円超→330万円 20%</p> <p>600万円超→900万円 30%</p> <p>1000万円超→1800万円 40%</p> <p>2000万円超→3000万円 50%</p> <p>（個人住民税最高税率 15%）</p>
1999年	<p>引上げ</p> <p>16歳未満年少扶養家族：38万円→48万円</p> <p>16歳以上23歳未満：58万円→63万円</p>	<p>引下げ</p> <p>改正前→1999年改正</p> <p>330万円以下→330万円 10%</p> <p>330万円超→330万円 20%</p> <p>900万円超→900万円 30%</p> <p>1000万円超→</p> <p>2000万円超→18000万円 37%</p> <p>（個人住民税最高税率 13%</p> <p>市町村最高税率の12→10%削減）</p> <p>定率減税：税額の20%、25万円を限度 （個人住民税 1999年度から。15%、4万円を限度）</p>

年	控除	税率
2004年	<p>引下げ 配偶者特別控除の「上乘せ部分」の廃止 老年者控除の廃止 （改正前50万円、 2004年度改正、2005年施行） 公的年金等控除 65歳以上の加算を廃止。 代わって、最低保障額に廃止した老年者控除に相当する50万円を加算して、120万円とした。これにより、課税最低限は単身者では、236万円から162万円、年金収入だけの夫婦では、285万円から205万円程度に下がった。2004年度改正、2005年施行</p>	
2005年		<p>定率減税の半減 2006年から施行。 10%、12.5万円を限度 （2006年度から個人住民税、7.5%、2万円を限度）</p>

### 3.3 平成18年度（2006年度）改正に関する政府税調答申 主たる内容

基本的考え方	日本の租税負担は低い 社会共通の費用の負担
個人所得課税	税源移譲の実施、 定率減税の廃止
法人課税	法人税率：先進国並み、引き下げる状況にない
租税特別措置	平成15年度の3年時限租税特別措置の廃止： 研究開発税制の上乗せ分とIT減税の廃止。 不動産登記の登録免許税と不動産所得税の軽減措置の 延長をやめる。
特定財源	一般財源化
酒税	酒税間の税格差是正
固定資産税	7割評価の徹底
その他、	公示制度廃止など

## 4. 改革の視点(1): 所得税の負担の実態と是正の必要性

- 所得税の課税ベースを広げること。  
さまざまな所得税の控除が、日本の所得税の  
税収確保の力を弱めている。
- 年齢によらず同額所得には同額の税負担を。  
公的年金等控除によって、同額所得でも年金  
をもらう高齢者の税負担は低くなっている。

# 所得階層別にみた課税ベースと税と社会保障負担

## 2004年改正前の所得税・住民税と社会保険料の負担率

### 給与所得世帯

所得階層	平均世帯所得 (全世帯対象) 万円	所得控除比率 (控除額/所得) %	所得税・住民税負担 率 %	社会保険負担率 %	所得税・住民税と社 会保険料負担率 %
1	60	100.0	0.0	13.5	13.5
2	178	98.9	0.2	10.2	10.5
3	274	93.6	0.9	9.3	10.3
4	354	86.4	1.8	8.9	10.7
5	438	78.9	2.7	8.7	11.4
6	528	73.4	3.4	8.5	11.8
7	653	67.8	4.3	8.2	12.5
8	772	62.2	5.4	8.1	13.4
9	963	55.6	6.8	7.8	14.7
10	1577	41.2	13.2	6.9	20.1
平均	580	60.6	7.0	7.9	14.9

(注) 『国民生活基礎調査(2001年度)』より計算。

(出所) 田近栄治・八塩裕之(2005)「日本の所得税・住民税負担の実態—マイクロ・シミュレーションによる分析—」, 府川哲夫編『家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究』国立社会保障・人口問題研究所。

## 公的年金所得世帯

所得階層		所得控除比率 (控除額／所得) %	所得税・住民税負担率 %	社会保険負担率 %	所得税・住民税と社会保 険料負担率 %
1		100.0	0.0	7.1	7.1
2		99.7	0.0	4.2	4.2
3		98.4	0.2	4.4	4.4
4		97.4	0.3	4.5	4.5
5		96.3	0.5	4.7	4.7
6		92.3	1.0	5.5	5.5
7		86.4	1.7	6.4	6.4
8		79.5	2.6	6.9	6.9
9		72.3	3.6	7.7	7.7
10		60.2	6.0	9.6	9.6
平均		92.5	1.0	4.4	5.4

(注) 同上

(出所) 同上

## 定率減税廃止後の所得税・住民税負担率（％）

所得階層	給与所得世帯			公的年金世帯	
	2004年改正前	定率減税廃止後		2004年改正前	定率減税廃止後
1	0.0	0.0		0.0	0.0
2	0.2	0.3		0.0	0.0
3	0.9	1.1		0.2	0.5
4	1.8	2.3		0.3	1.5
5	2.7	3.4		0.5	2.4
6	3.4	4.3		1.0	3.5
7	4.3	5.4		1.7	4.4
8	5.4	6.7		2.6	5.5
9	6.8	8.4		3.6	7.0
10	13.2	15.0		6.0	9.7
平均	7.0	8.3		1.0	2.6

(注) 同上

(出所) 同上

# 5. 改革の視点(2) 所得税と個人住民税

## 税源移譲について

### 基本的考え方

○所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。

その際、以下の点に留意

- 所得税・個人住民税の役割分担を明確化  
 所得税：所得再分配機能  
 個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- 国、地方を通ずる個人所得課税のあるべき姿との整合性

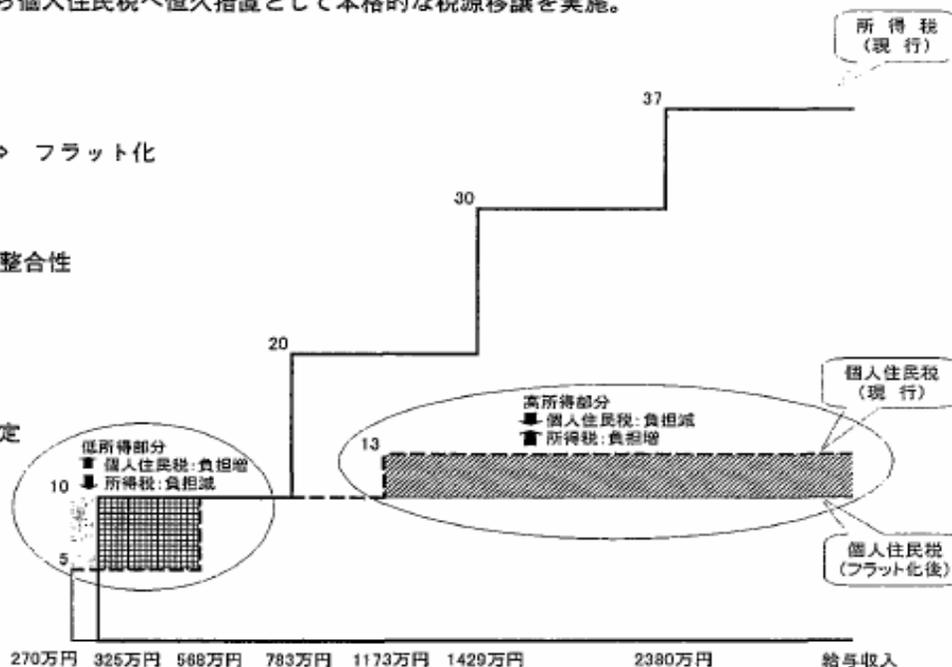
### 主な検討項目

#### ○所得税

- 最低税率（10%）よりも低い税率ブラケットの設定
- 最高税率の引上げ
- ブラケットの見直し等

#### ○個人住民税

- 税率のフラット化
- 低所得部分に係る負担調整措置



(注) 夫婦2人の給与所得者の場合。

# 税源移譲と個人所得課税

## 国税所得税と地方所得税のコーディネーション

- 1) 国は地方所得税との調整を考える必要性があるのか。
- 2) 地方の課税ベースは、国と異なる必要性があるのか。
- 3) 現在の問題: 地方は、国の所得税の「仕組み」を踏襲しつつ、控除額を調整することによって課税ベースを異ならせている。  
=>  
ならば、同じでいいはずではないか。
- 4) 地方は国と異なる課税ベースを主張するなら、もっと簡素化を図るべきではないか。
- 5) 所得税は、国が取って地方に配分することで問題があるのか。
- 6) それによって、一年遅れの地方所得課税も是正できる。

## 6. 改革の視点(3): 公的年金課税のありかた

- 公的年金課税のありかた

### 1) 所得税

「入口(拠出時)」課税、

経過利子課税なし「出口(受給時)」で利子所得相当分課税

### 2) 支出税

「入口」非課税、「出口」課税

# 日本の年金課税の問題

- 「入口」非課税、「出口」で公的年金等控除があること。

- どう改革するか。

公的年金等控除の廃止+

老年者控除(所得条件などをつけて)

- ・ しかし、2004年度の改正では、公的年金等控除の若干の縮小+老年者控除の廃止を行った。

- ・ 公的年金課税改革を今後どうするか。

田近栄治・古谷泉生、2005、「年金課税の実態と改革のマイクロシミュレーション分析」、『経済研究』、304－316ページ。

## 年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析

田近栄治・古谷泉生(一橋大学大学院経済研究科／経済学部・福岡大学経済学部)

日本の年金課税の問題は、給付時に公的年金等控除が適用されることによって所得税の課税ベースが大きく侵食されていることである。本論文は、この控除が世代間(高齢者と若年者世帯)と世代内(年金所得比率によって分類した高齢者世帯)の所得税負担に及ぼしている効果を明らかにした上で、その改革として年金という特定所得への控除である公的年金等控除を廃止し、年齢を要件とする老年者控除の拡大によって高齢世帯の所得税負担の調整を図る。分析は、筆者たちが開発した、『国民生活基礎調査』(厚生労働省)の個票から税負担を推計するマイクロ・シミュレーションモデルによって行った。この分析によって、公的年金等控除によって世代間・世代内で大きな所得税格差が生じていること、および老年者控除を100万円程度とすることで世代間の所得税負担がほぼ等しくなることが示される。

## 7. 改革の視点(4): 金融所得課税のあり方と「一元化課税」の意義

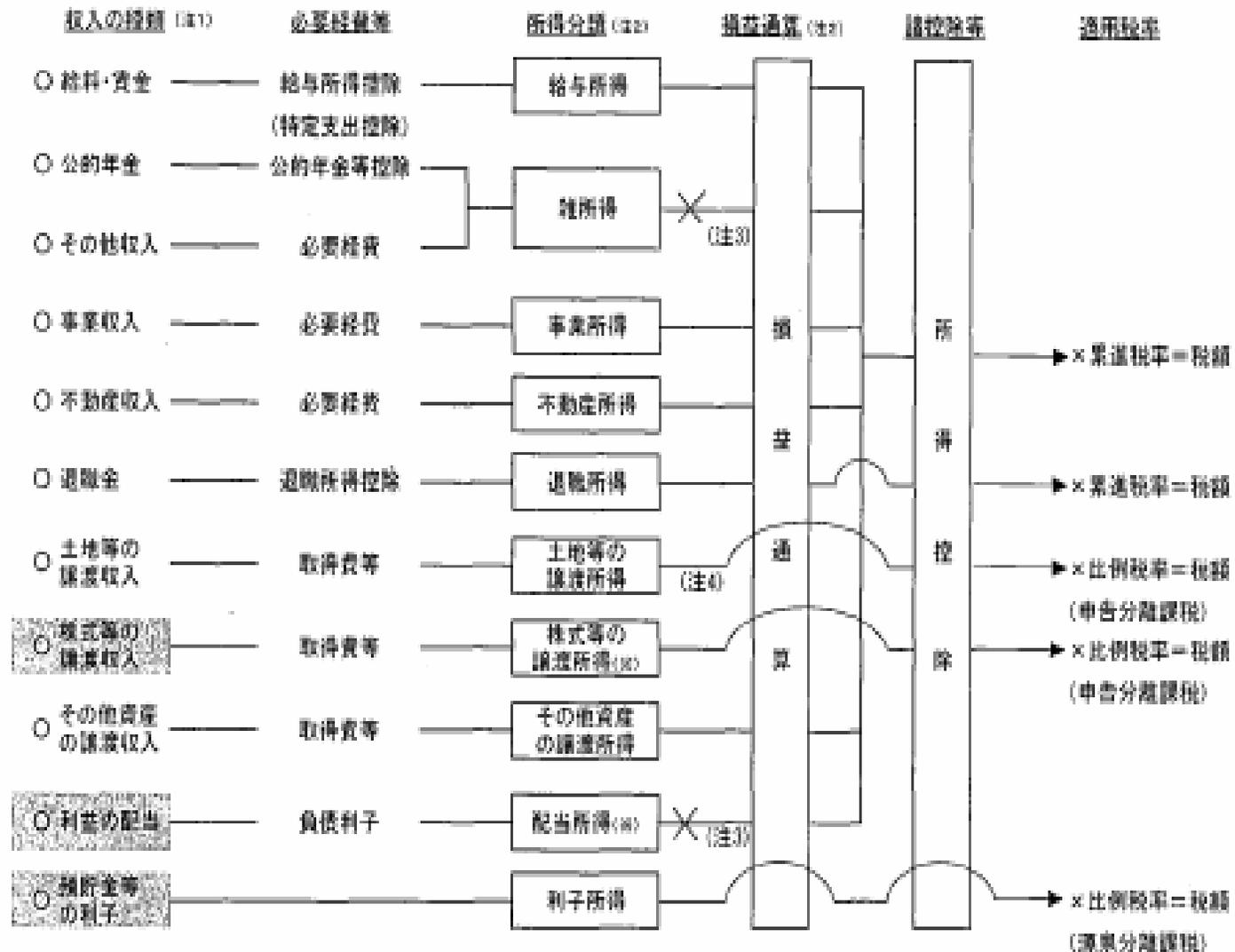
- 航空機リース事業出資は、なぜ「節税」となるのか。

### 仕組み

- ・投資会社が、投資を募る。
- ・投資家は、「任意組合」に出資
- ・任意組合は、航空機を購入し、リースを行う。
- ・投資家は、リース料を受け取る。
- ・しかし、リース料 < 減価償却費  
となるため、この投資による「事業所得」に損金が発生。
- ・この損金は、その他所得から控除可能。=> 節税。
- ・出資金は、航空機の売却によって回収。

# 日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

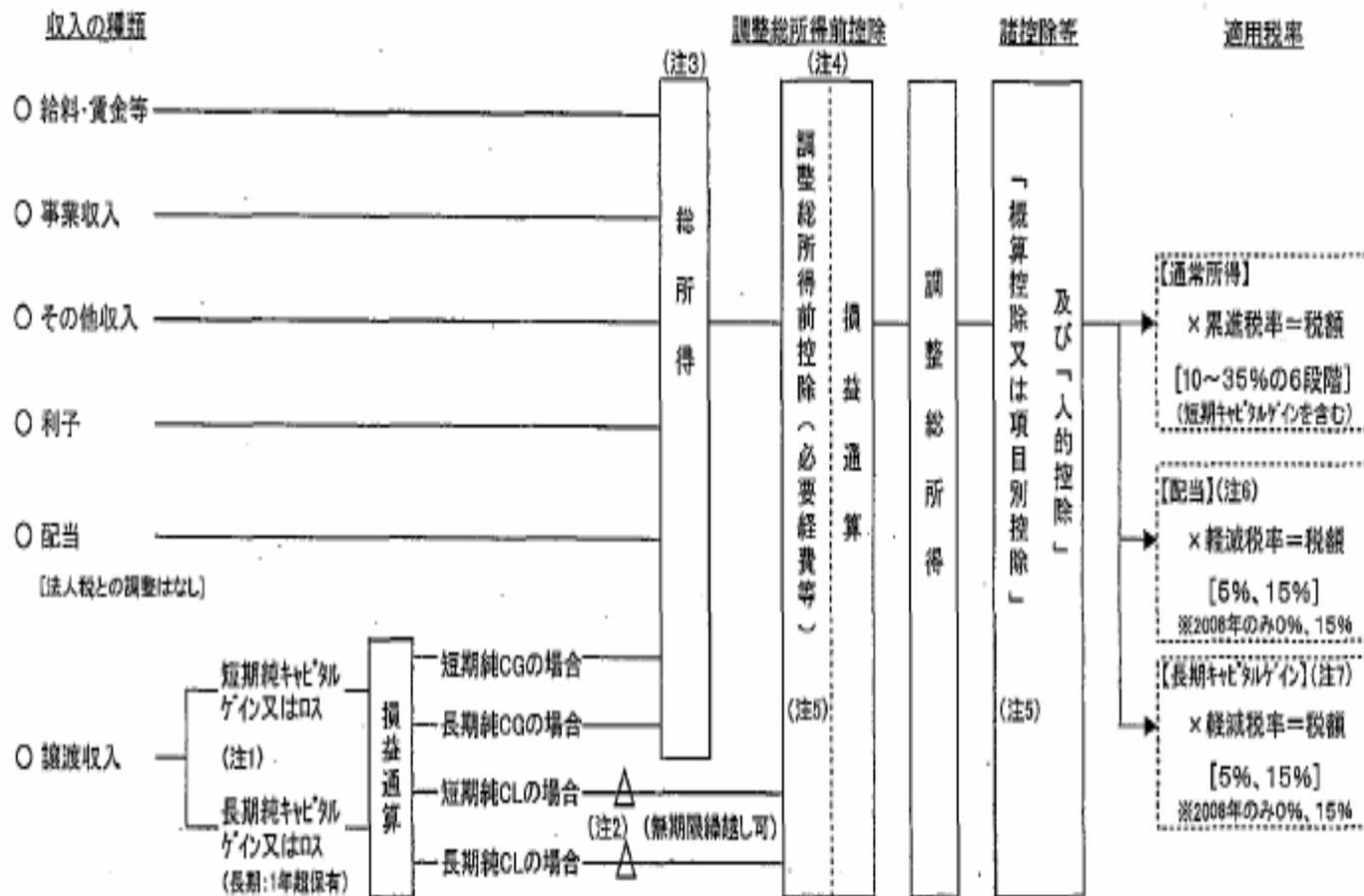
(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(注4) 平成16年分以後の土地、建物等の譲渡所得全額は他の所得金額と通算することができない。【改正案】

# アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(約35万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

# 総合課税の落とし穴

- 勤労所得と資本所得の合算課税

資本所得での「損」を勤労所得で相殺して税負担を軽減する。

- 総合課税(包括的所得税)の「アキレス腱」  
支払利子が控除できる場合は、限界税率が高くなると、高所得者に有利になる＝租税裁定。

# 所得税改革の道

- 二元的所得税

勤労所得と資本所得を分離した課税

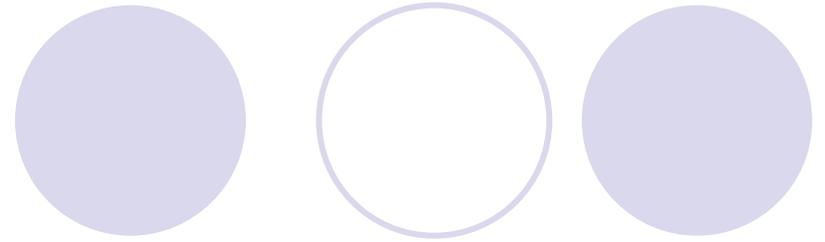
勤労所得の税率 > 資本所得への税率

→ 分離することにより、税率格差を可能とする。

- ・ 金融の一元化課税。

資本所得のうち、金融所得を勤労所得・その他事業性所得と分離して課税。しかし、土地からの所得・譲渡益を金融所得にすることが可能ならば、二元的所得税が不可避。

# オランダのケース



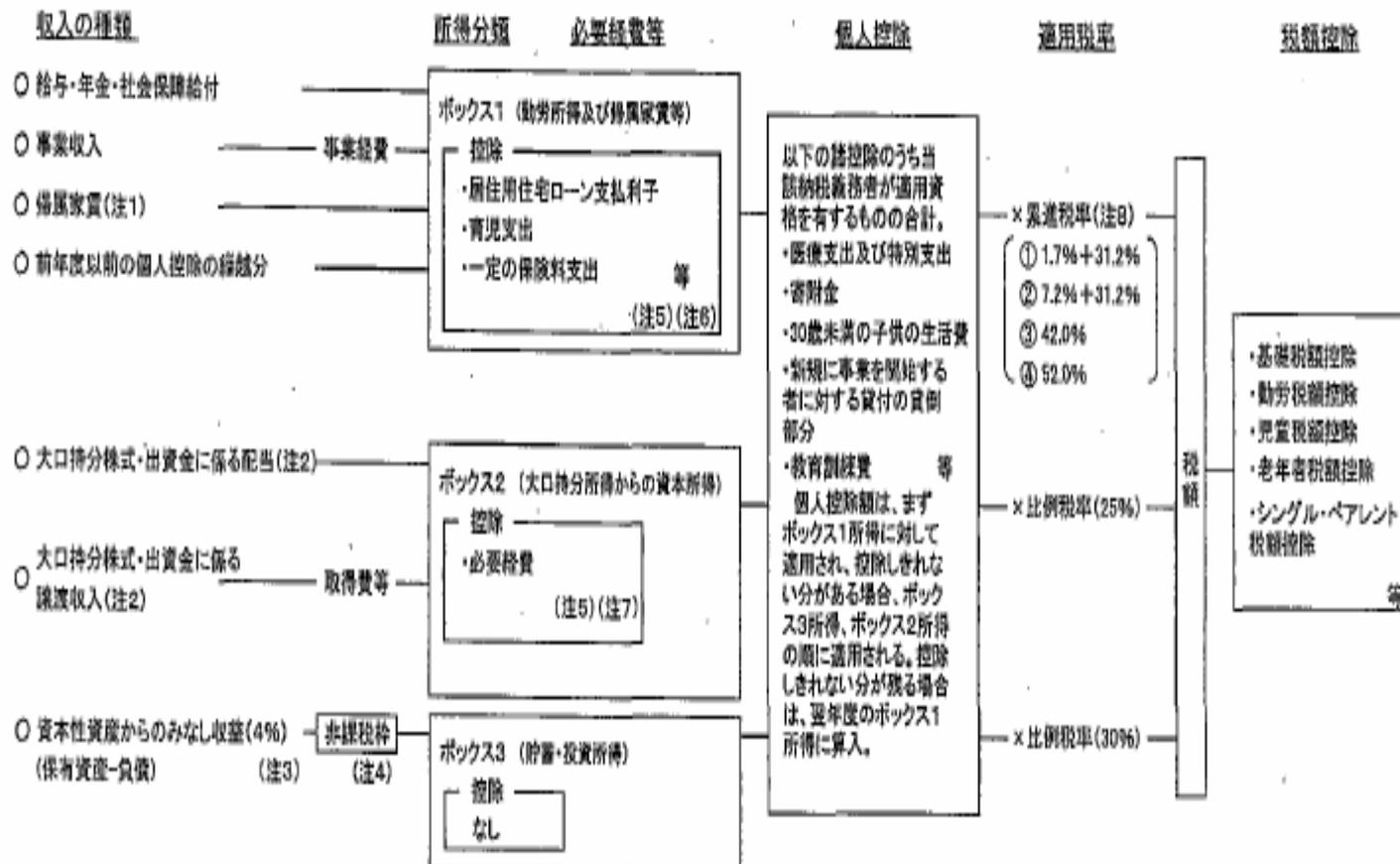
- 所得を三つのボックスに分類。次ページ資料。

- 参考文献:

田近栄治、2002、「資本所得課税の展開と日本の選択」、『フィナンシャルレビュー』、第65巻、21－37ページ。

# オランダの個人所得課税計算の仕組み (イメージ)

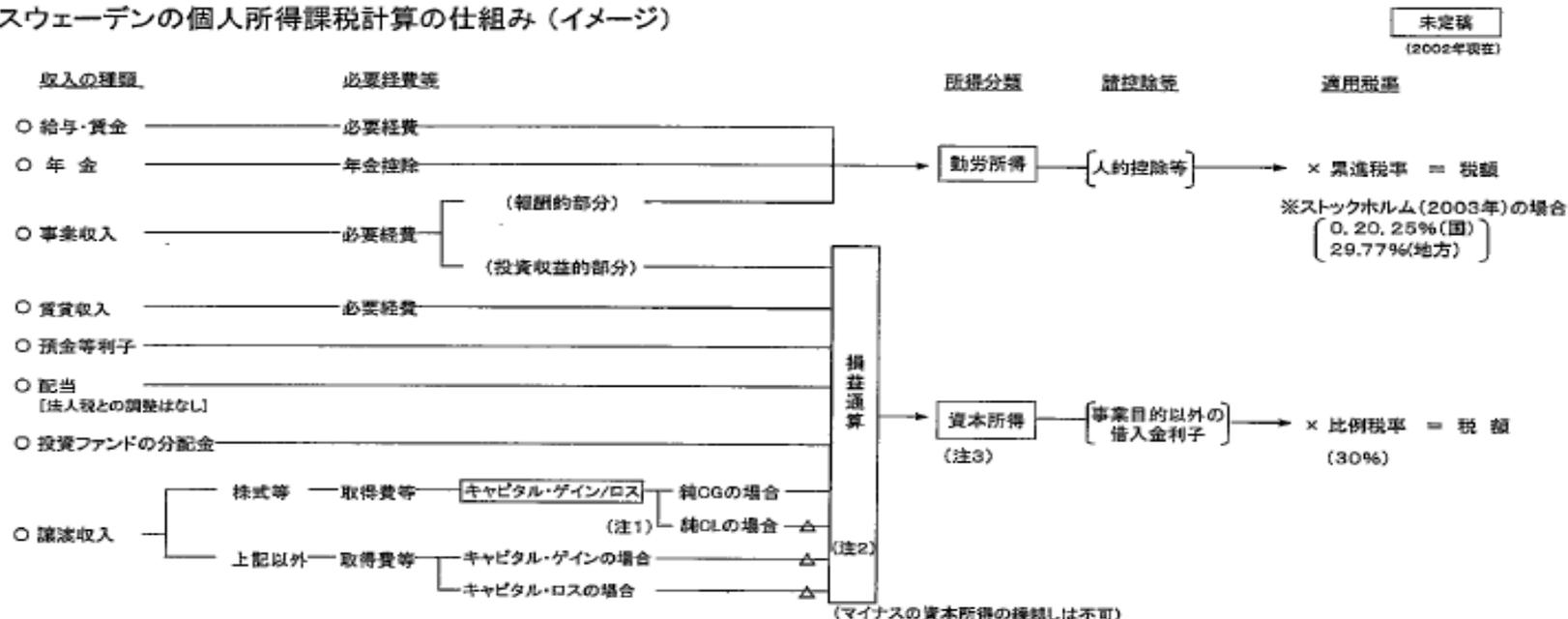
未定稿  
(2003年現在)



(注1) 帰属家賃は、不動産評価法に基づいた資産価格に応じて、法定収益率(0.3%~0.8%)をかけて算出する(8,200ユーロ(約108万円)を限度)。  
 (注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の、私的有限会社(B.V.)、公的有限会社又は(N.V.)に対する持分。  
 (注3) 保有資産の適正市場額は、1月1日と12月31日の市場価格の平均から算出する。対象となる保有資産には、貯蓄、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。また負債には居住用住宅に係る住宅ローン等は含まれない。なお、支払利子及びその他の経費の控除は認められない。  
 (注4) 資本性資産には、18,800ユーロ(約248万円)の非課税枠(65歳以上である場合や、扶養する子供の数に応じて増額)がある。  
 (注5) 各ボックス内できれた控除しきれなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。

# スウェーデンのケース

## スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み (イメージ)



(注1) 株式等による譲渡損失は、その全額を株式等による譲渡益と通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 譲渡損益の通算が認められる範囲は、譲渡資産の区分に応じて異なる。

(注3) 資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、SEK10万(約140万円)まではその30%、SEK10万超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 一定額(単独申告の場合はSEK150万(約2,100万円)、夫婦共同申告の場合はSEK200万(約2,800万円))を超える株式、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率:純資産額×1.5%)が別途課される。

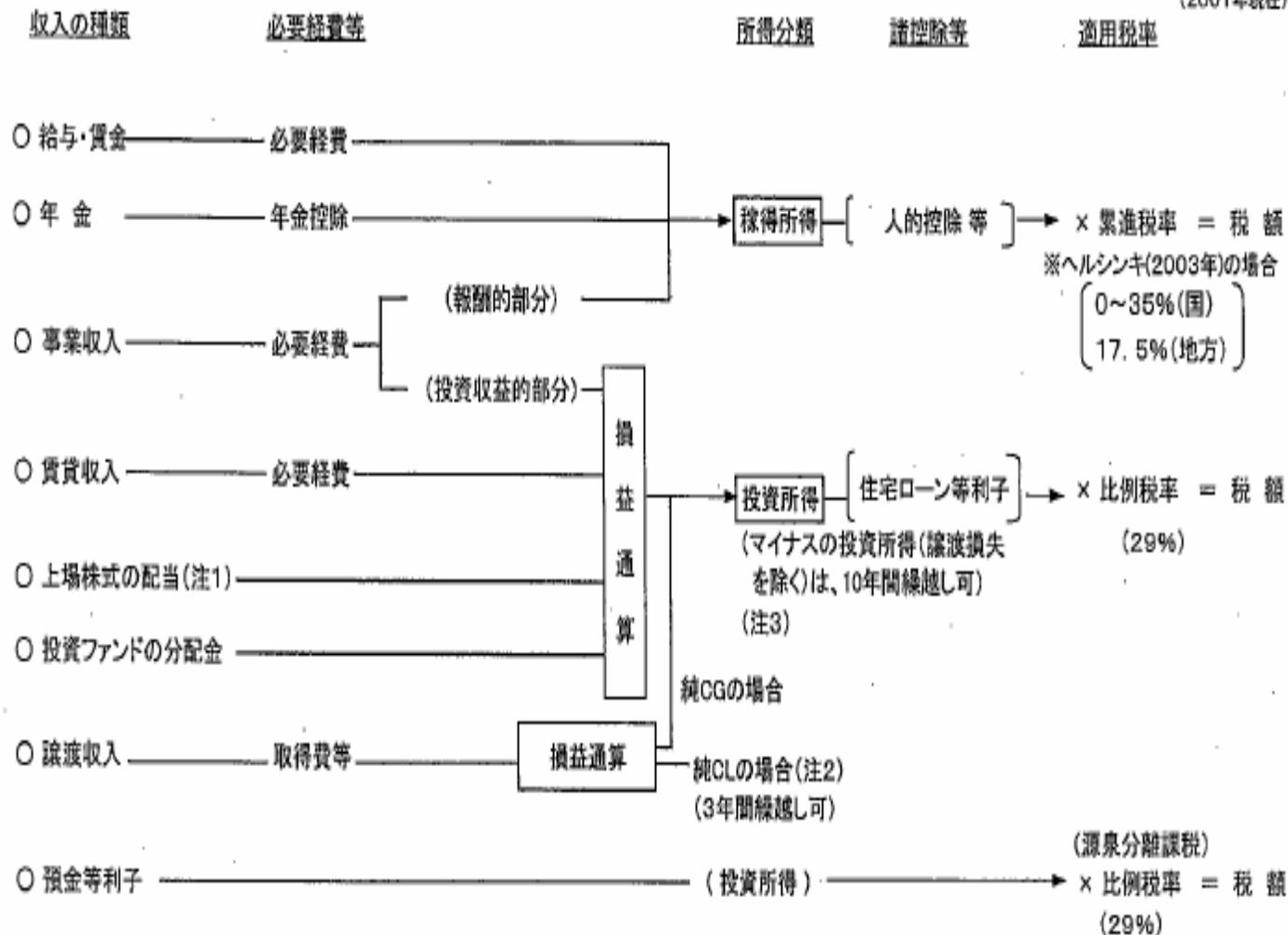
(出典) BFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=14円(鑑定外為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

# フィンランドの個人所得課税計算の仕組み (イメージ)

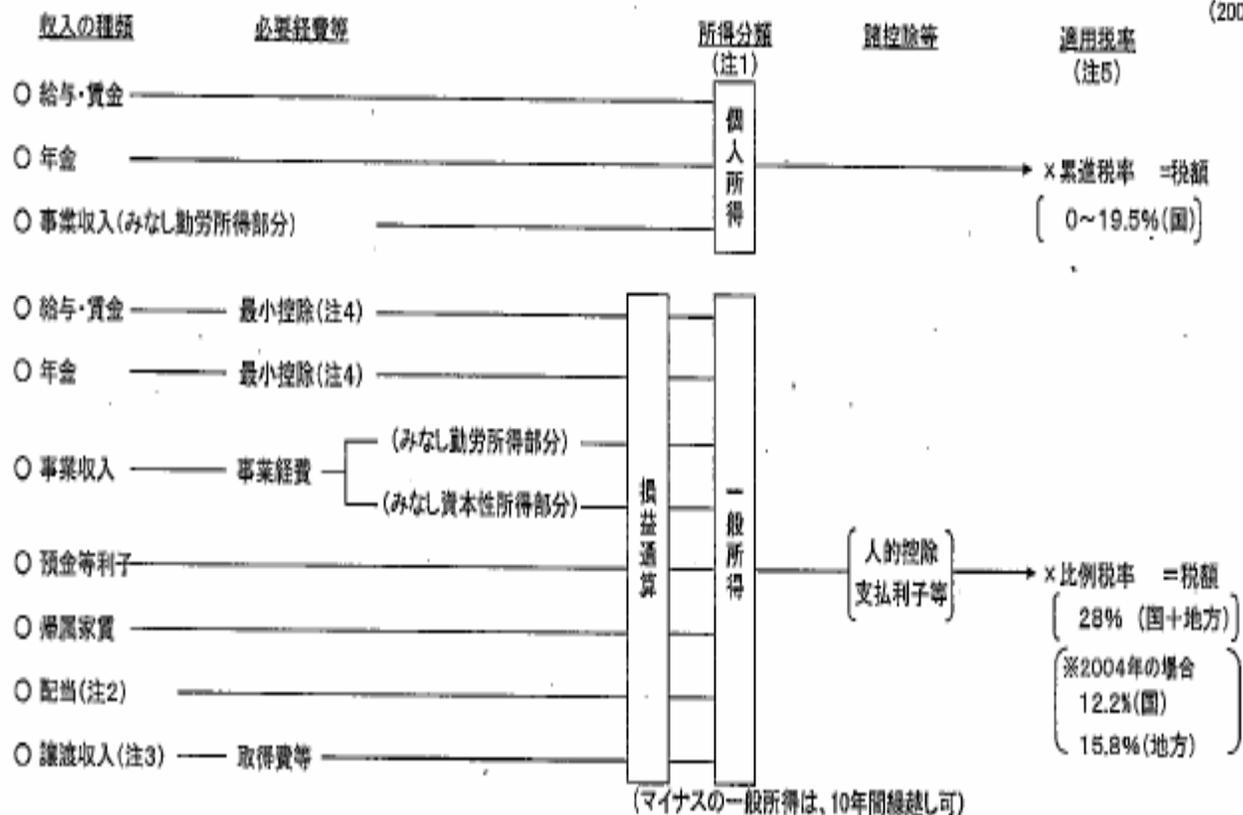
未定稿

(2001年現在)



# ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み(イメージ)

未定稿  
(2003年現在)



(注1) ノルウェーにおいては、資本所得を合わせた所得に、課税控除を適用して算出した一般所得に対して、累進税率(0~19.5%)と適用(国)と比例税率(12.2%~28%)を適用して税額を算出する。

## 改革の視点(5): 抜本改革とは何か

資本所得をどう課税するか。

- ・ 資本所得課税をしない

支出段階での課税:

直接税 = 支出税、間接税 = 付加価値税

付加価値分配段階での課税: フラットタックス

- ・ 法人税はどうなる。

不要か、個人の代理徴収

課税ベース: キャッシュフロー

# The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, 2005: Business side

	<b>Simplified Income Tax Plan</b>	<b>Growth and Investment Plan</b>
<b>Small Business</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Taxed at individual rates (top rate has been lowered to 33%)</li> <li>● Bookkeeping: Simplified cash-based accounting</li> <li>● Investment: expensing except for land and buildings</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Sole proprietorships taxed at individual rates (top rate has been lowered to 33%); Other small businesses at 30%</li> <li>● Bookkeeping: Business Cash-flow tax</li> <li>● Investment: expensing except for land and buildings</li> </ul>
<b>Large Business</b>	<p>31.5%</p> <p>Investment: simplified accelerated depreciation</p> <p>Interest paid: deductible Interest received: taxable</p> <p>International Tax System: Territorial tax system</p>	<p>30%</p> <p>Investment: Expensing for all new investment</p> <p>Interest paid: not deductible Interest received: not taxable (except for financial institutions)</p> <p>International Tax System: Destination-bases (border tax adjustments)</p>

# Individual Side

	<b>Simplified Income Tax Plan</b>	<b>Growth and Investment Plan</b>
<b>Dividends received</b>	<b>Exclude 100% of dividends of U. S. companies paid out of domestic earnings</b>	<b>Taxed at 15%</b>
<b>Capital gains</b>	<b>Exclude 75% of corporate capital gains from U.S. companies (tax rates vary from 3.75% to 8.25%)</b>	<b>Taxed at 15%</b>
<b>Interest received (other than tax exempt municipal bonds)</b>	<b>Taxed at regular income tax rates</b>	<b>Taxed at 15%</b>
<b>Tax rates</b>	<b>15,25,30,33%</b>	<b>15,25,30%</b>

**Home mortgage interest: Home Credit to 15% of mortgage interest paid;  
 State and local taxes; not deductible  
 Replacing personal and standard deductions, and child credits with Family Credit  
 Simplified saving accounts; Save at Work, Save for Retirement, Save for Family Accounts**